

2017年度 白石高校3年 倫理 研究課題 <西洋11>

●社会契約説つづき（民主主義と立憲主義）

社会契約説（特にロック）の思想の真髄：権力に対する批判精神！

権力 = 他人を支配できる力 = 他人をその意志に反して動かす力（強制力≒暴力）

∴権力者（王や政府）は、人民にとって本質的に危険な存在である。

（例）教師も権力者の面をもつ（ex 宿題をさせる）。過剰な「指導」は暴力になる。

∴「信頼は専制の親である。自由な政府は信頼ではなく猜疑に基づいて建設される」

（←トマス・ジェファソン（アメリカ独立宣言の起草者）の言葉）

∴人民を主権者（最高権力者）とし、政府を人民に従わせる（監視する）必要（民主主義）

権力を制限するために憲法（≒人民と政府の契約書／≒一般意志）がある（立憲主義）。

「人の支配」：権力者個人の権威で政治が行われる（絶対王政）。法＝王の支配の道具

「法の支配」：王といえども法に束縛される。法＝王の権力から人権を守るための道具

<立憲主義の2つの側面>

① 憲法は、政府の行動を制限するためにある。

→たとえば言えば、「憲法は政府という“ライオン”にかぶせる“檻”である」。

∴近代的憲法＝基本的人権のリスト＋統治機構のしくみ（フランス人権宣言第16条）

（例）大日本帝国憲法（明治憲法）は近代的意味の憲法としては不完全。

理由：「臣民の権利」は「基本的人権」でなく制限可能（「法律による留保」）。

→日本国憲法の施行は、社会の価値観の180°大転換 ≒「革命」

99条（憲法尊重擁護義務＝天皇・首相・議員らすべて公務員の義務）

98条（違憲法令審査権＝すべての裁判所に違憲法令審査権を与える）

→それでも権力者は、常に憲法の制限を超えて権力をふるいたいという衝動にかられ、
そのためには手段を選ばない（体裁のよい言葉を使って国民を騙すこともあり得る）。

② 憲法は、主権者の暴走を制するためにもある。

この場合、民主主義と立憲主義は対立する関係（アクセルとブレーキ）になる

（例）96条（憲法改正に厳格な要件＝国民の誤った行動を阻止するためでもある）

（例）国民が政府に憲法違反の政策を求めてはならない（例）戦争の開始など

★日本人は「主権者として政府を監視する」常識をもっているか？ 理由も含めて考えよう
